共同企業体協定書【分担履行方式】（例）

（参考様式１）

　（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

⑴　五条広域事務組合発注に係る五条川斎苑運営管理業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「当該業務」という。）

⑵　前号に付帯する業務

　（名称）

第２条　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「当企業体」という｡)と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○県○○市○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、当該業務に係る契約の履行後３箇月を経過する日までは、解散することができない。

２　当該業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　　○○県○○市○○番地　　○○株式会社

　　　　　　○○県○○市○○番地　　○○株式会社

　　　　　　○○県○○市○○番地　　○○株式会社

　（代表構成員の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社を代表構成員とする。

　（代表構成員の権限）

第７条　当企業体の代表構成員は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（分担業務）

第８条　各構成員の分担する業務（以下「分担業務」という。）は、次のとおりとする。ただし、当該業務について契約内容の変更があったときは、それに応じて分担業務の変更があるものとする。

　　　　　　○○業務　　（構成員名）○○株式会社

　　　　　　○○業務　　（構成員名）○○株式会社

２　前項に規定する分担業務の金額については、次条に規定する運営委員会が定め、発注者に通知するものとする。発注者との間で契約内容の変更があったときも同様とする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当該業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、それぞれの分担業務の進捗を図り、当該業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、当企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成員の必要経費の分配）

第12条　当企業体の構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

　（共通費用の分担）

第13条　当該業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務に係る委託額の割合により毎月１回開催される運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

　（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　当企業体の構成員が分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　当企業体の構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる場合においても、第10条に規定する当企業体の責を免れることはできない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（業務履行途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

　（業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが、当該業務の履行途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合責任があるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社ほか○者は、以上のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自その１通を保有するものとする。

　　　　　令和○○年○○月○○日

　　　　　○○○○共同企業体

　　　　　代表構成員

　　　　　　○○株式会社

代表取締役　○ ○ ○ ○　印

　　　　　構　成　員

　　　　　　○○株式会社

代表取締役　○ ○ ○ ○　印

　　　　　構　成　員

　　　　　　○○株式会社

代表取締役　○ ○ ○ ○　印